

高等教育機関における意思疎通支援推進に関する研究

—現状の把握と展望—

○池谷航介
(東京大学/国立民族学博物館)

井坂行男
(大阪教育大学)

望月直人
(大阪大学)

楠敬太
(大阪大学)

KEY WORDS: 障害学生支援, 意思疎通支援, 合理的配慮

(目的)

「障害者基本法の一部を改正する法律」(2011)では、「意思疎通のための手段についての選択の機会」の確保が示され、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が国及び地方公共団体において必須事業となっている。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(2013)においては、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者」の派遣が定められた。

以上のような法整備に加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2013)が2016年4月から施行され、以前にも増して、高等教育機関における手話通訳や要約筆記等の意思疎通支援の充実が求められることとなった。意思疎通支援の主な対象となるのは聴覚障害者ではあるが、視覚障害、あるいは発達障害者等に応じた支援も想定され、多様化の一途をたどっている。このようなニーズに対応するため、ICT機器等の進歩に伴って、例えば音声認識技術等を支援に活用する動きも広まりつつあるが、実際の臨床場面での支援にあたっては、意思疎通支援に係る人材の充足は不可欠といえる。

そこで本研究では、意思疎通支援の推進にあたって、その担い手となる人材育成に関し、特に高等教育機関ではどのような状況や課題があるのか、現状を踏まえつつ、今後の展望を考察するものである。

(方法)

これまでの基礎的な研究から得られた結果を踏まえ、聴覚障害を専門とする研究者2名及び障害学生支援を専門とする研究者2名による協議を行って、高等教育機関において推進すべき人材育成の現状と課題を集約し、その展望について考察する。

(結果)

【研究Ⅰ】意思疎通支援活動への参加初期における状態不安の推移(池谷・開田・井坂, 2016)

初めて講義中のPCノートテイク活動に携わることとなった支援学生11名(男子4名女子7名, 平均年齢19.0歳)を対象に、「新版 STAI (State-Trait Anxiety Inventory-Form JYZ)」質問紙における「状態不安」項目について調査した結果、全般的には支援活動を継続することによって、負担感や不安感が緩和される傾向にあるものの、個々の学生に着目すると、(1)個人差はあるものの概ね回数を重ねるごとに状態不安の軽減がみられる型、(2)状態不安の変動が少なく、不安不在の位置で安定している型、(3)初回から不安感が高く、そのまま4回目まで高止まりしている型に分類できることが分かった。この研究によって、参加初期の支援学生への研修や練習時には、個々のスキルや不安感の状態を確認した上で、ニーズ別に取組むことの効果が示唆されたと考えられる。

【研究Ⅱ】意思疎通支援に関する地域と高等教育機関における差異(池谷・井坂, 2017)

本研究では、意思疎通支援としてパソコンを用いた連係入力による情報保障の活動経験を1年以上有し、なおかつ地域における要約筆記支援活動に参加経験を有する5名(平均年齢20.4歳)の学生を対象に、地域と高等教育機関

における意思疎通支援の差異等を聞いた。高等教育機関では主として全文筆記にニーズが高く、タイピング速度の向上を志向するところがあるが、地域の要約筆記では「利用者のニーズの把握」、「情報の管理・守秘」等が研修で強調され、姿勢の違いを痛感する学生もいた。また、支援体制に関し、地域では4人以上のチームによる体制が組まれることによって、個々の負担の軽減と、初心者への参加しやすさなどのメリットが言及されている。適切な配置人数について再検討の必要があるだろうという言及があった。

一方で、地域支援に参加している人材が固定化しており、支援学生が将来的に地域支援にも参加していくことが増えていけば、共生社会の実現に資する動きにもなるだろうという展望について示唆が得られた。

【現状と課題の集約】

以上の基礎的な研究を踏まえ、チームによる協議を行った結果、今後の高等教育機関における意思疎通支援の推進にあたって、(1)支援人材個々のニーズに応じた研修体制、(2)地域や他の機関との交流体制、(3)人材の確保体制、(4)支援スキルの資格化等体制、以上4点の体制整備を進めることにより、各々の高等教育機関における支援人材育成の充実を図ることができるのではないかと仮説立てた。

(考察)

特に情報保障に関する意思疎通支援は、どのような障害種別に応じる場合も、一定の技能とその習得に伴う研修期間が相当数求められる。また、支援の提供先である障害学生の個別的なニーズは様々であることから、個々の障害学生の入学や卒業・修了に伴って、提供する技法が変容することも生じる。障害学生が個々のニーズに応じ、自己選択できる支援を準備できるようにするため、高等教育機関では、どのような支援人材育成を目指していけばよいのだろうか。今後の研究課題としては、上記の結果における体制整備事項で挙げた切り口から調査を進め、支援人材の継続や定着について検討していきたいと考えている。

※本研究は日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究C, 課題番号16K04829, 代表:池谷航介)の助成を受けた。
(文献)

池谷航介・開田俊太・井坂行男(2016). 高等教育機関における意思疎通支援者の養成に関する研究(第Ⅰ報)—支援活動への参加初期における状態不安の推移—. 大阪教育大学紀要, 第IV部門教育科学, 65(1), 15-19.

池谷航介・井坂行男(2017). 高等教育機関における意思疎通支援者の養成に関する研究(第Ⅱ報)—地域の意思疎通支援活動を経験した支援学生に対する調査の分析—. 大阪教育大学紀要, 第IV部門教育科学, 65(2), 11-18.

内閣府(2011). 障害者基本法の一部を改正する法律.

内閣府(2013). 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律.

内閣府(2013). 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.

(IKETANI Kosuke, ISAKA Yukio, MOCHIZUKI Naoto, KUSUNOKI Keita)